

平成26年第3回
美唄市議会定例会会議録
平成26年9月10日（水曜日）
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

◎出席議員（14名）

議長	内馬場 克 康 君
副議長	五十嵐 聡 君
1 番	倉 本 賢 君
2 番	長谷川 吉 春 君
3 番	谷 村 知 重 君
4 番	丸 山 文 靖 君
5 番	本 郷 幸 治 君
6 番	森 川 明 君
7 番	吉 岡 文 子 君
8 番	桜 井 龍 雄 君
9 番	金 子 義 彦 君
10 番	高 田 正 則 君
12 番	小 関 勝 教 君
13 番	土 井 敏 興 君

◎出席説明員

市 長	高 橋 幹 夫 君
副 市 長	藤 井 英 昭 君
市 民 部 長	竹 田 隆 君
保健福祉部長兼福祉事務所長	山 崎 一 広 君
経 済 部 長	須 田 正 毅 君
都市整備部長	本 田 弘 明 君
市立美唄病院事務局長	高 倉 雄 治 君
消 防 長	後 藤 樹 人 君

総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課主査 置 田 孝 浩 君

教育委員会委員長職務代理者 森 田 みちえ 君
教 育 長 早 瀬 公 平 君
教 育 部 長 伊 藤 敦 史 君

選挙管理委員会委員長 竹 山 哲 郎 君
選挙管理委員会事務局長 佐 藤 崇 君

農業委員会会長 小 川 俊 美 君
農業委員会事務局長 吉 村 清 孝 君

監 査 委 員 山 口 隆 慶 君
監 査 事 務 局 長 濱 砂 邦 昭 君

◎事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

●議長内馬場克康君 これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の代理出席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。

教育委員会委員長高橋泰浄君は、本日、都合により欠席いたしますので、委員長職務代理者森田みちえ君が代理出席いたします。

●議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

12 番小関勝教議員

13 番土井敏興議員

を指名いたします。

●議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

12 番小関勝教議員。

●12 番小関勝教議員(登壇) 平成 26 年第 3 回定例会に当たり、大綱 2 点について市長にお伺いをいたします。

大綱の 1 点目は、行財政運営であります。その 1 つは、財政健全化計画であります。平成 20 年から 27 年度までの 8 ヶ年で来年度から計画最終年度に当たりますが、この間の平成 20 年から 25 年度分の当初計画に対する年度別実績収支推移の経緯はどのようになっているかお伺いをいたします。

2 つに、市立病院経営健全化計画についてであります。当計画は財政健全化計画と同年になります。その計画についても、当初計画の対比と、一般会計からの計画繰り入れと、当年収支における不足分の一般会計からの繰入額を年度ごとに平成 20 年から 25 年度分、これらをお示しをしていただきたいと思います。なお、繰入額の内訳としては、基準内繰り入れと不良債務解消分を分けてお示しをしていただきたいと思います。

大綱の 2 点目は、市長選挙についてであります。平成 23 年 7 月の市長選挙において「人を元気に、まちも元気に、光り輝く美唄へ」をスローガンに、若さと行動力で新美唄へチャレンジすると、6 点の大項目とそれを補完する 18 項目を市長の公約として掲げられました。多くの市民の期待を受け、美唄市長選の歴史に残る当選を果たされました。早いも

ので当選後、既に 3 年強を経過しようとしていますが、当初市長は基幹産業の農業を守り、振興発展させていく、また、農商工と連携、健康で元気なまちづくり、人や地域が育つまちづくり、形に見えるまちづくり、また、道政・市政の連携などを掲げていました。これらに補完した 18 項目を見て、今日までの任期中に取り組まれた内容で完了したもの、現在も取り組んでいるもの、また、取り組んでいないもの、また、市長に就任して新たに公約以外に取り組んだもの等々があると思いますが、これらのことについてお聞きをします。

あわせて、来年、平成 27 年 6 月には市長選挙が行われます。そのことも踏まえて、市長は再選に向けての考えがあれば、お聞きをいたしたいと思います。

以上でこの場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) おはようございます。小関議員の質問にお答えいたします。

初めに、市長選挙について、平成 27 年度実施の市長選挙出馬についてであります。私はこれまで、人口減少や少子高齢化、さらには地域医療の再構築や地域経済の振興などの重要課題が山積している状況の中、活力のあるまちづくりを目指して、「人を元気に、まちも元気に、光り輝く美唄へ」を目標に「若さと行動力による形に見えるまちづくり」と「道政・市政の連携」を基本姿勢として、1 つ、人にやさしい健康で元気なまちづくり。2 つ、市民との協働による人づくり・地域づくり。3 つ、安全・安心の推進。4 つ、農業の振興。5 つ、農商工連携。6 つ、国・道との連携強化の、6 つの重点事項を掲げ、取り組んでま

いました。これは取り組み状況について順に申し上げますと、1つ目の人にやさしい健康で元気なまちづくりでは、東地区に子育て支援複合拠点の設置や市民サービスの向上を図るための総合相談窓口の設置など、2つ目の市民との協働による人づくり・地域づくりでは、道央圏大学との連携によるサテライト・キャンパスの開設やごみ処理対策としての可燃ごみの広域処理、循環型社会の整備として生ごみ堆肥化施設の建設など、3つ目の安全・安心の推進では、地域医療の確立に向けた美唄市地域医療の提供体制ビジョンや美唄市地域医療再構築プランの策定、4つ目の農業の振興では、道営基盤整備で大富地区、国営基盤整備で美唄地区の計画的な推進など、5つ目の農商工連携では、農産物の高付加価値化や特産品の開発・販路拡大のため7事業の支援など、6つ目の国・道との連携強化では、国及び北海道からの政策等に関する庁内での情報の一元化を進めてまいりました。これら、公約として掲げた取り組みは、すべて着手しており、今後も取り組みが持続されるよう検証を行いながら実施しているところでございます。

次に、公約以外に、取り組んだものについてでございますが、まちづくりの方向を具体化するため、地域経営という観点から情報収集と政策づくりの仕組みとして、新たに3つのことに取り組んだところであります。1つ目は、庁議を再編し、これまで以上に各部間の連携を密にしながら、業務の進捗状況の報告などを通じて活発に議論を行い、政策目標の実現に向けた経営会議の設置、2つ目は、地域の課題や活動に関する情報管理の一元化、

3つ目は、企業や金融機関等の方にご参加をいただき民間の動きを的確に把握し、まちづくりに反映させるため、地域経済円卓会議を新たに設置したところであります。また、災害に強い安全なまちづくりを進めるとともに、防災体制の強化を図るため、危機管理の専門部署を設置いたしました。私の任期も1年足らずとなり、2期目の立起については、現在、慎重に検討しているところでありますが、引き続き、堅実な財政運営に努めながら、元気な人づくりや元気なまちづくりの実現に向けて、市民の皆さんと一緒に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

なお、財政健全化計画につきましては総務部長から、市立美唄病院経営健全化計画につきましては病院事務局長から答弁させます。私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 総務部長。

●総務部長市川厚記君 私から財政健全化計画について答弁をさせていただきます。平成20年度から平成25年度までの実質収支の当初計画と実績についてでございますが、一般会計とバス会計を合わせた普通会計で平成20年度は、計画1億2,828万円の赤字に対し、実績5,718万円の黒字、以降、すべて計画、実績とも黒字額となり、平成21年度は計画261万円に対し、実績3億2,034万円、平成22年度は、計画1,324万円に対し、実績5億0,396万円、平成23年度は、計画2,409万円に対し、実績1億5,138万円、平成24年度は、計画3,216万円に対し、実績5,750万円、平成25年度は、計画3,668万円に対し、実績2億2,449万円となっております。私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 病院局長。

●市立病院事務局長高倉雄治君 市立美唄病院経営健全化計画につきましては、私からご答弁させていただきます。市立美唄病院経営健全化計画における繰入の状況についてでございますが、病院事業会計の平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 カ年における、一般会計からの繰入の状況について、年度ごとの計画比較と実績の内訳で申し上げますと、平成 21 年度実績は計画どおりの 3 億 9,553 万 3,000 円で、内訳は基準内繰入が 2 億 7,553 万 3,000 円、不良債務解消分が 1 億 2,000 万円となっております。平成 22 年度、計画 4 億 9,284 万 7,000 円に対し、実績 6 億 1,151 万 9,000 円で、1 億 1,867 万 2,000 円の増、内訳は基準内繰入が 2 億 8,118 万 3,000 円、不良債務解消分が 2 億 3,400 万円、国の交付金事業による医療機器整備費及び経営支援分として基準外繰入が 9,633 万 6,000 円となっております。平成 23 年度、計画 3 億 9,701 万 8,000 円に対し、実績 6 億 4,801 万 8,000 円で 2 億 5,100 万円の増、内訳は基準内繰入が 3 億 3,001 万 8,000 円、不良債務解消分が 3 億 1,800 万円となっております。平成 24 年度、計画 4 億 8,218 万 3,000 円に対し、実績 6 億 9,568 万 3,000 円で、2 億 1,350 万円の増、内訳は基準内繰入が 3 億 3,668 万 3,000 円、不良債務解消分が 3 億 5,900 万円となっております。平成 25 年度、計画 7 億 3,834 万 3,000 円に対し、実績 6 億 4,834 万 3,000 円で、9,000 万円の減、内訳は基準内繰入が 3 億 3,834 万 3,000 円、不良債務解消分が 3 億 1,000 万円となっております。以上です。

●議長内馬場克康君 12 番小関勝教議員。

●12 番小関勝教議員 それぞれ、答弁いただきました。自席から何点か再質問をいたしたいと思います。

今ほど、財政健全化とそれぞれ年度別の数字をご説明いただきました。財政健全化計画については、毎年度決算を踏まえて見直しをしています。特に、平成 23 年においては、22 年度の決算における実質収支の黒字額、約 5 億 3,000 万の処分については、第 6 次総合計画における事務事業インデックスの追加事業等に反映がされたものでないかと思います。実質収支黒字は、財調への 2 億 5,200 万円の積み立て、残りは市立病院の不良債務解消に向けた繰出金の前倒しでした。このように、不良債務の解消のための一般会計からの繰り出しは前倒しを行っていることから、今年度の繰り出し額は減っているんでないかなというふうに思っています。一般会計からの繰出金については、平成 27 度末までに当初計画に比べ、どの程度減額をされるのか、もしくは、達成が可能なのかどうか。それぞれ市立病院の経営健全化計画の今ほどの数字では、毎年その計画に対して実績が増加をしてきている。相当、年度年度で厳しい決算状況になってきているんじゃないかなと思います。これらもかんがえますと、達成が可能なのか、ちょっと心配をしているところです。

次に、財政健全化計画が平成 20 年度からスタートするに当たり、計画達成に向けて市民への負担、また、職員給与削減等々で今日まで進めてきました。少なくとも財政健全化計画の中で毎年度黒字額を出しているわけですから、この黒字額に転じた分の何%程度でもいいですから職員給与へ跳ね返すことを、最

終年次の 27 年に向けて検討する考え方あるかどうか。これについてもお伺いをいたしたいと思います。

次に、今ほど、公約について完行されている内容等々、それぞれにわたり丁寧にお答えをいただきました。本当にこの 3 年間積極的に取り組んでいることは、私も、取り組み経過を見て、しっかりと頑張ってるなど、こんな思いもしております。しかし、庁内含め、実際には行政改革はまだ満足できる状況にないのではないかなと、このようにも考えております。そのためにも、来年の市長選に向け、出馬する考えを持たないといけないなど、私はこう思っております。これについて改めてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 小関議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化計画についてですが、財政健全化計画における病院会計の不良債務解消を目的とした繰出金総額は 21 億円で、この金額の変更はありませんが、これまで前倒しにより、後年度の繰出額が変更となっているところであります。平成 26 年度と 27 年度の繰出金額について、当初計画と直近の平成 25 年度見直し版との比較で申し上げますと、当初計画、平成 26 年度 5 億 8,000 万円、平成 27 年度 4 億 7,400 万円、合計 10 億 5,400 万円に対し、平成 25 年度見直し版では平成 26 年度 3 億 1,000 万円、平成 27 年度 3 億 0,300 万円、合計 6 億 1,300 万円となり、この 2 年間の合計では当初計画より 4 億 4,100 万円減となっているところでございま

す。また、病院事業会計の不良債務解消につきましては、社会情勢及び医療環境の変化などから、現時点では平成 27 年度末までの計画達成は大変厳しい状況にあるものと考えております。

次に、職員給与の独自削減についてですが、平成 27 年度は財政健全化計画期間中であり、まだ計画を達成していない中でありますので、引き続き独自削減は実施していかなければならないと考えております。

次に、市長選挙についてであります。私は、持続可能な自治体経営に向け、財政健全化計画及び市立美唄病院経営健全化計画の推進を図りながら、市民の皆さんの希望と願いが込められているびばい未来交響プランの実現のため、市政のかじ取り役としてこの 3 年余り、精一杯取り組まさせていただいたところであります。前期基本計画から後期基本計画へつながる大事なこの時期、市長選挙への立起につきましては、今後、前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 12 番小関勝教議員。

●12 番小関勝教議員 今、それぞれ職員給与の関係等々含めて答弁いただきました。職員給与については、財政健全化計画が順調に推移をしてきているということも含めてですね、元に、やっぱり来年一部分ぐらいは戻してあげべきでないかなと、このようには考えています。今年の 4 月に消費税の増税、電気料等々光熱費の高騰、さらには消費物価の高騰等々、この 1、2 年それぞれ生活負担が増加をしてる中で、職員は厳しい環境にあると言わざるを得ません。多少でも改善を図るべく

検討していただきたいなど、このように思いますけど、お答えをいただきたいと思います。

このような事を聞いてますけども、一方では健全化計画達成に向けて聞くわけですから。財政健全化計画は今の答弁で、計画に沿って順調に推移していることは理解をするわけです。ただ、市立病院において不良債務解消を計画最終年度までに達成が極めて厳しいとの答弁でした。私もこのことについては、特に心配をしているところです。特に医療収支の見直しを毎年行っている状況、また、地方交付税の減少等も懸念される中で、平成27年度に向けて、さらに解消に向けた対策を講じることも検討すべきではないかなと、このように思っておりますけども、この点についてもお聞きをしたいと思います。また、健全化計画、双方とも27年最終年度となりますけれども、今までそれぞれ答弁をいただきましたけれども、これがこの27年度で計画が終わって、それで終わりという形になるのかどうか。まずは28年度以降も新たな計画を検討する必要があるのではないかなと、このように思っております。既に28年度以降に向けて計画を考えているのであれば、それぞれのその取り組み状況等を含めてお答えがあればいただきたいというふうに思います。

次に、市長選挙ですけども、市長の答弁は検討するという事ですけれども、再度改めてお聞きをしたいと思います。美唄市民が安心して希望を持って暮らしていくためには、私は、市長は再選に向けて、真剣に出馬を考えるべきだと、このように思いますけど最後に改めてこの出馬に対してのお考えをお聞きをしたいというふうに思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 小関議員の質問にお答えいたします。

初めに、財政健全化計画等についてであります。初めに、職員給与の一部の復元についてでございます。消費税増税など、経済的負担が増えている状況にあり、職員の皆さんにはですね、大変心苦しく思っているところでございますが、平成27年度は計画期間中であり、まだ計画を達成していない中でありますので、引き続き削減を実施していかなければならないと考えているところであります。財政健全化計画の推進に当たっては、職員給与の独自削減のほか、職員の負担以外にもですね、市税の引き上げなど市民の皆さんに負担をお願いしてるところであります。計画達成後は元に戻すことを基本として、今年5月に平成28年度以降の中期的な財政推計を行ったところであります。なお、これらの復元につきましては、計画の最終年度であります、平成27年度の収支状況を踏まえ、最終的に判断をしてまいりたいと考えております。

次に、市立病院不良債務解消についてであります。病院経営健全化計画の達成に向けて、新たな施設基準を申請するなど、診療収益の確保や費用の縮減に努めてまいりましたが、患者数の減少に伴う診療収益の減や退職手当組合への特別負担金の増加などにより、現時点において計画の達成は大変厳しい状況にあるものと考えております。引き続き、収益の増加と費用の縮減を図り、計画の達成に向け最大限努力していきたいと考えております。国及び道からはですね、各年度における資金不足比率の計画値の達成が必須と指導

されておりますことから、今後の収支状況においては一般会計からの繰り入れ前倒しや、追加繰り入れも検討していかなければならないものと考えております。

次に、平成 28 年度以降の新たな健全化計画の検討についてであります。病院経営健全化計画につきましては、本年 6 月、病院内に設置いたしました「病院施設整備等検討委員会」で、今後の病院の規模・機能など、ソフト及びハード両面の整備構想・計画の策定に向けて検討することとしており、この中で、平成 28 年以降の収支シミュレーションも行っておりますので、これをもとに自主健全化計画の策定について検討してまいりたいと考えております。また、財政健全化計画につきましては、現在、平成 28 年度以降の中期的な財政推計を行っており、毎年度決算を踏まえた見直しをすることとしております。このため、新たな計画については、現在の財政健全化計画の平成 27 年度の実施状況を踏まえた上で、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、市長選挙についてであります。市長選挙立起につきましては、後援会や関係者の皆さんとともに相談をしながらですね、前向きにしっかり検討して参りたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

13 番土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員(登壇) 平成 26 年第 3 回市議会定例会にあたり、大綱 2 点につきまして市長にお伺いをいたします。

大綱の 1 点目は、住みよいまちづくりについてであります。1 つ目として、人口減少対

策関連であります。平成 22 年の国勢調査を基に国立社会保障人口問題研究所が示した将来推計人口調査によりますと、美唄市の人口予測は現在の約 2 万 4,000 人から団塊の世代が 75 歳を迎える 2025 年ごろには 2 万人割れ、2040 年には 1 万 3,000 人台まで減少するとしており、現状の行財政運営が続くとするならば、26 年後には現在人口の 6 割弱になるとのことで、自治体存続に極めて憂慮をしなければならないのではと思うところであります。かつて、重厚長大分野の成長を促す国策による石炭産業の振興により、本市も昭和 31 年頃には約 9 万 2,000 人を超える人口を擁したところでありましたが、その後、石油がもたらすエネルギー革命の嵐により、石炭産業の衰退で急激な市内経済基盤の悪化で労働者及びその家族が流出し、人口が激減することとなり、近年を迎えたわけであります。そこで、その後における近年の本市の人口動向の推移とその主な要因についてお伺いをいたします。また、これらの要因について様々な角度から分析をされていると思うところであります。それらの課題等については、どのように整理をされているのかについてもお伺いをいたします。ある機関の調査によりますと、道内の住みやすいまちランキングにおいては、それぞれ調査方法の内容にもよりますが、本市は中下位に位置づけられており、こうしたことから市民一体となって人口減少に歯止めをかけていく対策が急務と考えるところであります。これらに向けて、どのように具体的な取り組みをお考えか、お尋ねをいたします。

2 つ目に、市内の街路灯、あるいは防犯灯

等のLED化事業推進の取り組みについてであります。東日本大震災により、福島県東京電力原発が壊滅的に破損し、以降、全国の原発が発電停止を余儀なくされ、電力の供給不安とともにコストの上昇を理由に、電力料金に跳ね返るなど市民生活に大きな影を落としており、また、地方においては、経済・産業活動の悪化に拍車をかけるところとなっているわけであります。そうした背景もあり、省エネ効果が極めて高いと言われる照明器具のLED化が急速に進んできたところであり、各家庭においても、あるいは事業所においても、導入割合が高まってきていると聞き及んでいるところであります。私事になりますけれども、我が家におきまして、一昨年より家庭の電灯をほとんどLEDにしたところ、電気料が約40%削減をされたところあります。ただ、当時の器具の価格が現在よりも高額であったため、経済効果は現状より少し薄かった感があります。そこで、市内における平成25年度末の街路灯や防犯灯等の種類別による設置数と、そのうちどれぐらいの街路灯や防犯灯等がLED化しているのかをお伺いをいたします。また、平成24年度、25年度、そして本年度現在における、市と町内会が管理をしている街路灯や防犯灯の電気代はいくらぐらいになっているのか。同時に、町内会への助成額はどのくらいになっているのかも伺いをいたします。この現状の電気代につきまして、すべてLED化を図ったとしたならば、どの程度電気料金が削減されるのかについても、概算でも試算をされた経過があるとすれば、伺いをいたしたいと思っております。

次に、先般、街路灯や防犯灯等についての

LED化に向けた市民アンケートを実施したところではありますが、まとまっているとすれば、それらについての結果とその内容等についても伺いをいたします。これらを踏まえて、市として着実にLED化を進めていくお考えなのか、あるいは現状を維持していくおつもりなのか。今後のLED化事業推進について基本的な考え方及び取り組みについてお尋ねをいたします。

大綱の2点目は、ふるさと納税についてであります。ふるさと納税制度が発足以来、約6年近くが経過をいたしました。全国的な取り組み状況を見ますと、最近は各自治体がそれぞれアイデアをひねり出し、インターネットを媒体として国民の関心を集め、特産品等の贈呈などにより知名度のアップを図るなど、多種多様な作戦を展開し、大きな成果を上げている自治体も少なくありません。ただ、そのことにより行政としてのコストや時間が割かれるというデメリットの中にはあるようですが、しかし特産品等へのリピートが増えたり、自治体の知名度の上昇や交流人口の増加につながり、ひいては住民の元気ややる気を引き起こす起爆剤となっている点も見逃すことはできません。そこで、本市におけるふるさと納税にかかる、これまでの経緯と成果や課題などについてと、管内自治体の取り組みの現状はどうなっているのか、また、これらを踏まえ、新たな角度でいま一度しっかり検証を行い、今後に向け具体的な取り組みを進めるべきと考えますが、この点、伺いをさせていただきます。この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 土井議員の質問に
お答えいたします。

初めに、住みよいまちづくりについて、人口減少対策についてであります。近年における本市の人口動向の推移とその主な要因等につきましては、本市の住民基本台帳をもとに平成15年と平成25年の10年間で比較してみますと、総数で約5,600人減少し、昨年までの10年間で人口は約2割減少した計算となり、人口減少が進んでいる状況にあります。その主な要因といたしましては、2つの要因が考えられますが、1つ目は、出生児数と死亡者数の比較による自然動態による増減であり、平成15年では出生児数185人に対して死亡者数333人で148人の人口減少、平成25年では出生児数118人に対し、死亡者数394人で、276人が人口減少しており、年々出生児数が減少し、死亡者数が増加する、いわゆる自然減が進んでいる状況にあります。

2つ目は、転入や転出者の比較による社会動態による増減であります。平成15年では転入者が1,131人、転出者が1,347人で216人の減少。平成25年では転入者が615人、転出者が868人で、253人減少しており、転入・転出数とも、いずれも減少しており、社会減が進んでいる状況にあります。

次に、分析における課題等の整理につきましては、このように自然減や社会減が進み、かつ少子高齢化による生産人口が減少することにより、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、少子化による教育の問題や高齢者の社会保障など、本市を取り巻く環境は今後も厳しいものと認識をしております。そのため、市の人口減少対策といたしましては、経済振

興と雇用創出や子どもを生み育てやすい環境づくり、移住定住施策などの総合的な施策が必要であると考えております。

次に、今後の人口減少歯どめ対策における具体的な取り組み等についてであります。本年度は、経済振興と雇用の創出では、企業立地等の振興や農商工連携事業、商店街活性化事業の推進など、また、子どもを生み育てる環境づくりについては、保育環境の向上や乳幼児等の医療費助成制度の拡大など、さらに、移住定住施策については、移住者に対する、住宅購入費の一部助成などを行い、こうした施策を総合的に展開し、人口減少下にあっても活力あるまちづくりを進めてまいります。現在、政府では「まち・ひと・しごと創生本部」が設置され、今後、各省庁の枠を超えた施策の展開が図られる事から、本市にとって効果的な事業を実施してまいりたいと考えております。

次に、住みよいまちづくりについてであります。市内街路などのLED化事業推進の取り組みについてであります。平成25年度末、市が管理している街路灯は、失礼いたしました。これは部長答弁でございました。LED化に向けた、市民アンケートの内容とその結果について、設問内容につきましては、今後のLED灯などへの更新や新設計画の予定や計画年度、更新などの予定がない理由、その他、自由記述による意見や要望をお聞きする内容となっております。町内会など308の団体を対象に調査を行い、135の団体から回答をいただき、回答率は約44%、LED灯等への取り替えや新設を予定している団体が56団体の約42%、そのうち、取り替えは予定し

ているが時期が未定なのが 34 団体、年度計画があるのが 22 団体、計画年度については、平成 27 年度が 59 灯、平成 28 年度は 38 灯、平成 29 年度が 33 灯、平成 30 年度が 21 灯、平成 31 年度が 6 灯となっております。また、取りかえの予定がないとご回答いただいた 79 団体の主な意見は、取り替えはしたいが経費がかかり過ぎる、壊れてから取り替える、今の街路灯で支障がない、これを機に町内で話し合うなど。その他、自由記述の主なものとしたしましては、町内の予算では取り替えは難しい、市の補助金を増額してほしい、市の補助する灯数を増やしてほしい、町内会員が高齢化及び減少していく中で今後の街路灯維持が不安などのご意見をいただいたところがあります。

次に、今後の LED 化事業推進の考え方及び取り組み方などについてであります。LED 灯などの省エネ街路灯への取り替えには、初期投資が必要であります。長期的に見た場合、維持管理費の縮減につながる事から、計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税等について、ふるさと納税等の取り組みについてであります。初めに、これまでの経緯と成果や課題については、ふるさと納税制度は平成 20 年度より、納税者がふるさとを応援・貢献したいと思う地方公共団体へ寄附を行った場合、2,000 円を超える部分について、通常の所得税や住民税の寄附金控除のほか、現居住地の自治体の住民税所得割の 10%を上限とする、税額の特例控除をする寄附金税制として制度化されました。本市においては、ふるさと美唄応援寄附

金として、平成 20 年 10 月に取り組みを開始し、これまでの合計は 149 件、2,278 万 7,866 円となっており、平成 25 年度の寄附金は 38 件 1,315 万 8,000 円で、今年度の現在までの寄附金は 7 件、12 万 5,000 円となっております。また、寄附金の使途で申し上げますと、寄附の目的をまちづくりや福祉事業、青少年育成事業、文化振興事業、アルテピアッツァ美唄整備事業、交流拠点施設整備事業、農業振興事業のほか、除排雪対策経費や宮島沼などの指定分野応援寄附の 8 つを使途として、それぞれ有効に活用させていただいてるところであります。また、寄附金をしていただいている方への対応としては、礼状のほか、ふるさと美唄応援報告書をお送りしているところあります。

次に、他自治体の取り組み状況を踏まえた今後の具体的な取り組みについてであります。平成 25 年度における空知管内の市町の主な寄附の状況では、浦臼町が 8 件、1 億 0,122 万円、芦別市が 88 件、4,207 万 6,900 円、夕張市が 242 件 2,485 万 6,976 円、栗山町が 4,397 件で 2,449 万 7,463 円、岩見沢市が 356 件 1,371 万 0,501 円となっており、本市のほか 2 市町を除く 21 市町が特産品などの贈呈を行い、その結果として寄附金の増加につながっているものと考えられております。本市においては、現在、寄附された方に対する特産品などの贈呈は行っておりませんが、政府がこの制度の拡充について検討を始めており、こうした国の動向等も注視しながら、ふるさと美唄をたくさんの方に応援していただけるよう、早急に検討を行ってまいりたいと考えております。

なお、市内における街路灯などの種類別の設置数とＬＥＤ化の現状につきましては、都市整備部長から答弁させます。私からは以上でございます。

●議長内馬場克康君 都市整備部長。

●都市整備部長本田弘明君 市内における街路灯などの種類別設置数とＬＥＤ化の現状につきましては、私から答弁させていただきます。

平成 25 年度末、市が管理している街路灯は、水銀灯が 777 灯、ナトリウム灯が 433 灯、蛍光灯が 60 灯、ＬＥＤ灯が 26 灯、省エネ街灯が 18 灯、ナトリウム灯と省エネ街灯の両方がついているものが 38 灯の合計で 1,352 灯、各町内会などが管理している街路灯は水銀灯が 1,010 灯、ナトリウム灯が 77 灯、蛍光灯が 2,023 灯、ＬＥＤ灯が 140 灯、裸電球が 34 灯の合計で 3,284 灯となっており、ＬＥＤ化の現状については、市が管理している街路灯で約 2 %、各町内会等が管理している街路灯で約 4 %となっております。

次に、過去 2 カ年と平成 26 年 8 月末現在の市と町内会などが管理する街路灯の種類ごとの新設及び更新灯数と修繕灯数についてですが、市管理分では平成 24 年度のＬＥＤ灯の新設が 2 灯、ナトリウム灯への更新が 4 灯、ランプ交換などの修繕が 82 灯。平成 25 年度のナトリウム灯の新設が 2 灯、ナトリウム灯への更新が 2 灯、ランプ交換などの修繕が 62 灯。平成 26 年 8 月末現在ではＬＥＤ灯の新設が 2 灯、ＬＥＤ灯への更新が 1 灯、ナトリウム灯への更新が 4 灯、ランプ交換などの修繕が 23 灯となっております。町内会分のランプ交換などの修繕は各町内会で行っているため把

握しておりませんが、平成 24 年度のＬＥＤ灯の新設が 3 灯、ＬＥＤ灯への更新が 21 灯、ナトリウム灯の新設が 1 灯、ナトリウム灯への更新が 4 灯、水銀灯への更新が 1 灯、蛍光灯の新設が 2 灯、蛍光灯への更新が 1 灯、平成 25 年度のＬＥＤ灯の新設が 3 灯、ＬＥＤ灯への更新が 34 灯、ナトリウム灯の新設が 1 灯、ナトリウム灯への更新が 2 灯。平成 26 年 8 月末現在ではＬＥＤ灯への更新が 35 灯、ナトリウム灯への更新が 2 灯となっております。

次に、過去 2 カ年の街路灯の電気料金と町内会の補助金額についてであります。市管理分では平成 24 年度が 1,645 万 2,000 円、平成 25 年度が 1,764 万 6,000 円、町内会分では平成 24 年度が 1,532 万 2,000 円で、補助金額が 2 分の 1 の 766 万 1,000 円、平成 25 年度が 1,652 万 2,000 円で、補助金額が 2 分の 1 の 826 万 1,000 円となっております。

次に、町内会が管理する街路灯をＬＥＤ灯に交換した場合の電気料金の削減についてであります。様々な種類の灯具とワット数があることから、最も多い蛍光灯 40 ワットをＬＥＤ灯 20 ワット相当に交換した場合の電気料金削減率 62%をもとに試算いたしますと、平成 25 年度では年間約 1,020 万円の電気料金の削減となります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 13 番土井敏興議員。

●13 番土井敏興議員 それぞれお答えをいただいたとことでもありますけれども、何点か改めて伺いをいたしたいと思います。

まず、最初に人口減少対策についてでありますけれども、一般的には、現状の人口規模を維持するためには、合計特殊出生率が 2.07 から 2.08 であると言われていているところであり

ますけれども、本市においては非常に残念でありますけれども、それを大きく下回っているのが現状であります。ことに高齢化が進むことによる、先ほどのお答えの中にもありましたけれども死亡数の増加、そういったことが、人口減少が加速する状況にあるといわざるを得ないというふうに思うところであります。先程、市長のご答弁にもございましたけれども、本市の人口減少の要因については、自然要因と社会要因について触れられたところでもありますけれども、中でも今ほどお話をさせていただきましたように、自然要因による要素が本市の場合は非常に多いのではないかというふうに思うところであり、また、同様に人口減少が進んでいる自治体にあつては、この点について危機感を持ってとらえていく必要があるというふうに私は思っているところであります。人口減少にかかる道内市町村アンケートによりますと、人口変動に対して、減少化が顕著な自治体ほど大きな危機感を持っているということであり、経済のグローバル化が加速する中で、都市部との乖離がますます大きくなり、本市も農業を中心とする第1次産業が柱であることから、製造業とは異なる構造的な要素を抱えている。それらのことがこの停滞によって特に、後継者の育成になかなか転化する、そういう形にはなり得ていないのが現状であるというふうに思うわけであり、また、こういったことが減少の1つの要因となって、さらなる産業の衰退につながる悪循環と見える現象となっているのではないかと考えるところであります。そうしたことが、若者労働の減少、労働の高齢化、雇用の場の減少、地域の消費減少、商店街衰退等

を引き起こし、このままで推移する場合には自治体崩壊にもつながりかねないと思うところであります。まさに本市は、財政健全化を進めているさなかであります、時を違えることなく見据え、明日のこのまちを築いていく世代育成のために、より結婚や子を産み育てやすい環境の整備や、移住・定住に対するさらなる支援、若者が就労できる機会や場を構築するなど、早急に取り組まなければならない事が山積しているといえるところであります。よって人口減少がもたらす財政圧迫など、これらについて市長も危機感を持って職員とともに、日々ご努力をされていることとは存じますけれども、これまでも市民との協力による未来会議等でのご意見をはじめ、提言もあつたことと思いますが、全庁的にもより緊張感を持って心して人口減少対策に当たるべきと考えるところであります、改めてそのお考えについて伺いをいたします。

次に、LED化についてでありますけれども、先程のご答弁では市や町内会が管理する街路灯につきましては、約4,600灯余あり、そのうちLED灯は約170灯とのことですが、これを率にしますと、約3%台に過ぎないのではないかと考えるところであります。市民アンケート結果におけるご意見等をお聞きをしますと、町内会の会員数の減少や財政事情等により現状ではLED化は難しいとの声もあるようですが、そうした中においても丁寧な説明のもと、市としての支援環境を整えば、町内会の方々もLED化に向け、前向きな取り組みは可能と考えるところであります。現状のLED化3%台を100%に置きかえると、

電気料金はお答えにもありましたけれども、年間約 1,000 万円軽減されとのことからしますと、LED 街灯等の設置に向け 1 つの例として、町内会の負担を現状をベースに考えたとして、国や市の助成等も考慮に入れ 10 年程度の長期的視点に立つならば、財政的な面を考慮に入れても私は十分可能と思うところであります。しかも北海道電力は、この度電気料金の再値上げを表明するなど、加えて国は、消費税の増税に向けた判断を年内にも明らかにすることとしており、ますます現状を維持することによって、長期的には負担増となるものと考えるところであります。よって私は、様々な手法で検討を行い、有利性を見出し、1 日も早い取り組みをすべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、ふるさと納税でありますけれども、先ほども申し上げましたように、各自治体の特産品やセットなど感謝特典を取り揃え、対応合戦がヒートアップし、沸騰気味となっているところでもありますけれども、ことにインターネットのポータルサイト「ふるさとチョイス」等に掲載することで、より火がつく傾向などが報道されることで、本来の趣旨とは少し方向が違うのではないかとも思われますけれども、人気が高まっているということも一方では事実であります。ことに子育て世代にとっては、なかなか遠くまで出かけて好みの特産品を手にする事ができない現実の中で、このふるさと納税制度により、インターネットのポータルサイトを利用することで、家にいながらにしてお気に入りの品を手にする事ができる。便利さと手軽さ、しかも、税控除も受けられ、大げさに表現するとすれば、

2,000 円で 3,000 円 5,000 円の買い物が出来るという一石三鳥のお得感も火付け役となっているとのことであります。道内での取り組みの 1 つの例として、十勝管内鹿追町が町外に住む人を対象に 1 万円以上の寄附者に対し、半額相当の特産品等の贈呈内容を、先程申し上げましたインターネットのポータルサイトふるさとチョイス等に掲載をしたところ、わずか 7 日間で過去 6 年間の総実績を上回る件数寄附額に達し、町としても予想をはるかに上回る反響に驚いているとの報道がなされていました。これまでも美唄市の特産品の紹介や知名度を上げるために市長を先頭に関係職員も一丸となって道内外を問わず、海外にまで幅広くイベント等で努力をされてきましたが、一部にはその効果の兆し等はあるものの、なかなか十分な成果にまで行き着いていない、そういう現状も時に市長としてもどかしい思いを持っているのではないかと、このように察するところであります。よって、これまでイベント等で取り組んできたこととあわせ、ふるさと納税で取り組んできた内容をいま一度見直し、特産品等の贈呈を視野に入れたふるさと納税制度の活用で、より美唄を知っていただくことへの相乗効果が期待できるのではないのでしょうか。その際には、農業者や農業団体、製造業者等、関係する方々の協力をあおぎ、一体となった取り組みを 1 日も早くすべきと、このように思うところでもありますけれども、先ほどのご答弁では早急に検討をとのことでありましたが、時期を含め、どのような形で取り組まれるおつもりか、改めて市長のご見解をお伺いしたいと思っております。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、人口減少における今後の対応等についてであります。現在、平成 27 年度末を期間とするびばい未来交響プラン前期基本計画や財政健全化計画を着実に進めており、今後につきましては、人口減少による財政経営状況への影響も考慮しながら、地方創生に対応した基本的な考え方や具体的な取り組みなどを市民の皆さんと市職員で構成する、美唄未来会議からの提言や総合計画審議会からの答申などをもとに、後期基本計画を策定することとしております。一方、政府においては、まち・ひと・しごと創生本部を設置し、各省庁においては、個性あふれる地方の創生により、経済の好循環の波を全国に広げ、総合的に日本を元気にする取り組みを進めるため、有効な施策を迅速に計画立案できるよう、推進本部を設置したところであります。このため、国の動向などを注視しながら、人口減少対策を目的とした庁内検討組織の設置に向け、検討を行ってまいりたいと考えております。

次に、市内街路灯のLED化事業の推進の取り組みについてであります。電気料金の値上げや消費税の増税、人口が減少し高齢化が進む中で、財政健全化や今後の財政状況からも、長期的に維持管理費の縮減に努めていくことが重要課題であると考えていることから、他市の状況調査や交換方法による経済比較などを行いながら、アンケート調査の結果を踏まえ、町内会の負担や財源確保を含め、さらに調査研究を進めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税等の取り組みについてであります。現在、特産品の送付などの特典合戦が全国的に過熱をしている状況から、総務省において、適度、適切な範囲にすることも含め、制度の拡充について検討されていると伺っております。これらの状況を踏まえながら、ふるさと納税に関する見直しに当たっては、多くの方にですね、応援していただけるよう、関係者の皆さんとしっかり連携を図りながら、来年度に向けて、庁内で十分に検討を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

2 番長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員(登壇) 平成 26 年第 3 回定例会にあたり、大綱 3 点について市長並びに教育長にお尋ねいたします。

最初に、市長にお尋ねいたします。今月 9 月 3 日、安倍晋三首相は内閣改造を行い、第 2 次安倍改造内閣がスタートしました。秘密保護法の成立強行や集団的自衛権行使容認の閣議決定、消費税の増税、TPP 交渉への参加、原発再稼働の策動など重ねてきた安倍政権は、改造後も主要な閣僚を留任させ、安全保障法制や地方創生の担当相を新設するなど、悪政を加速しようとしています。今回の改造に当たり、安倍首相は日本を取り戻す戦いの第 2 章に挑むため、と主張しました。それであれば、なおのこと問われるのは、安倍政権が一昨年末に政権復帰して依頼、国民に対し何をやってきたのか。今後の新しい布陣で何を目指しているかであります。改造内閣では麻生太郎副総理、財務相や甘利明経済再生担当相が留任しました。安倍政権は発足以来、

経済再生を最も重視するとしてきましたが、首相のもとで大企業の利益優先のアベノミクスやＴＰＰ交渉への参加、消費税増税などを実行してきたのがこれらの経済閣僚です。とりわけ今年４月から安倍政権が強行した消費税の増税は消費を冷え込ませ、国民の暮らしと経済を破壊しています。こうした政治状況は地方自治体にも大きな影響を及ぼすことは必然です。また、市民生活、とりわけ低所得者にとって、その生活は深刻な状況になっています。

具体的にお聞きいたします。大綱質問の１点目は、生活保護行政についてであります。その１つ目は、７月から実施された生活保護法の改定の主な内容についてであります。安倍政権は、昨年から生活扶助費の過去最大規模の削減を実行し、物価高に苦しむ生活困窮世帯に追い打ちをかけています。昨年６月末に閣議決定した経済再生の基本方針、骨太の方針では、住宅扶助や冬期加算なども容赦なく適正化する方針を鮮明にしました。アベノミクスによる貧困と格差の拡大が深刻する中で、安倍政権が推進している生活保護法の改定は完全な逆行であります。昨年１２月の国会で、自民党・公明党の両党が強行成立させた改正法には、保護申請の手續の厳格化など保護を受けさせないための水際作戦ともいえるべき内容も含め、幾つかの改定がされていますが、その主な内容についてお聞きいたします。

その２つ目は、生活保護受給者に対する就労支援の改善についてであります。私はこれまで、本会議の場でも就労支援のあり方について不適切な事例があったことを指摘してきました。例えば、会社の紹介のことでいえば、

事業者は男性が欲しいのに女性に対し会社を紹介する、そして結果的には空戻りして帰ってくる。おまけにわざわざ岩見沢まで行ったのに、その交通費も支給されないとか、病院からの薬を変えれとか、美唄で仕事があれば岩見沢ならある、岩見沢に引越ししてはどうかなどと言われる。その人は、生活保護受給者は美唄から出ていけということなのかと大変なご立腹でした。こうした不適切な就労支援について改善するよう提起してきましたが、どのように改善されたのかお聞きいたします。

大綱質問の２点目は、介護保険制度についてであります。高齢化社会が一層進む中で、介護の問題は大きな問題です。介護される人も介護する家族にしても深刻な問題です。最近の調査でも、在宅介護をしている家族の８割がストレスを感じていることや、憎しみを感じている人が３５％にもなっているなど、極めて深刻な状況にあります。本年６月に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律が公布されましたが、制度改正の中で利用者に大きく影響を及ぼす内容についてお聞きいたします。

大綱質問の３点目は、教育行政について教育長にお尋ねいたします。１点目は、本市での小中学校でのいじめ等の状況についてであります。学校のいじめ問題は依然として深刻な状態にあり、教育委員会としてもまた教職員にしても、その対策に真剣に取り組まれておられると思いますが、本市での小中学校でのいじめの状況とそれにどう対処されているのかお聞きいたします。

2点目は、全国学力テストの学校別結果の公表についてであります。私は、昨年12月の定例会において、学校別の結果の公表については、学校間の序列化や過度の競争に加え、授業が学力テスト対策に偏る恐れがあるという問題や、学力テストの強化は国語・算数だけのため、結果は学力の一側面にすぎないのに、正答率が低い学校の子供が劣等感を抱きかねないという問題、児童生徒の少ない学校の場合、個人の結果の特定につながりかねないなどのこともあり、学校別の結果の公表は行うべきではないとの意見を述べてきました。これに対して教育長は学校別の公表は行わないとのご答弁でした。しかし、8月27日付の新聞報道では、美唄市が学校別の公表を行うという記事が掲載されて驚いたのですが、この経過についてどのようなになっているのかお聞きいたします。

3点目は、学校を拠点とする子どもの貧困の改善についてであります。8月29日政府は貧しい家庭の子どもの教育や生活を支援するため、子どもの貧困対策に関する大綱を閣議決定しました。そこでお聞きいたしますが、1つは学校を拠点として、貧困の改善をどのようにしていくのかお聞きいたします。

2つ目は、市の教育委員会として閣議決定をどのように受けとめているのかお聞きいたします。

教育行政の4点目は、教育長の権限についてであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、来年の4月から施行されますが、その内容に関連してお聞きいたします。

1点目は、来年4月から教育行政の最終責

任が市長に移行されますが、その場合、市長が教育長に対し職務命令を発令できるのかどうか、お聞きいたします。また、教科書や教職員人事などの最終的な責任者は教育長なのかどうか、お聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わらせていただきます。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、生活保護行政について、改正の主な内容についてであります。今回の法改正につきましても、就労自立給付金の創設のほか、不正受給対策の強化として調査権限の拡大や不正受給に対する罰則の引き上げ等、主に次の6点が挙げられます。

1つ目は、就労自立給付金が創設され、就労収入のある生活保護を受給された方が生活保護の廃止となった際、税や社会保険料等の負担が生じるため、保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で保護の廃止に至ったときに給付されることとなっております。なお、その支給の上限額は、単身世帯で10万円、複数世帯は15万円となっております。

2つ目は、福祉事務所の調査権限の拡大として、これまで要保護者への調査は資産及び収入の状況に限定されておりましたが、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況の調査や福祉事務所が行う官公署への情報提供の求めに対しての回答が義務付けになったことから、このことが法律に明記されたこと。

3つ目は、不正受給に係る罰則金が従来の30万円以下の罰金から100万円以下の罰金に

引き上げられたこと。

4つ目は、不正受給に係る徴収金に100分の10を乗じた金額を上乗せすることを可能にしたこと。

5つ目は、不正受給に係る徴収債権を本人の申し出において、最低生活の維持に支障のない程度に保護費と調整することを可能にしたこと。

6つ目は、第三者行為求償権が創設され、交通事故等を原因として医療扶助を市で支給した場合、支給した範囲内で第三者に対する損害賠償請求権を市が取得できることなどが規定されたところであります。

次に、就労支援の改善についてであります。就労相談員を地域福祉課内に1名と、ワンストップサービスとしてふるさとハローワークにも1名を配置し、様々な相談に応じているところであります。支援内容といたしましては、65歳未満の稼働年齢層の生活保護受給者のうち、稼働能力を有すると判断した中で、本人の同意のもと、求人情報の提供や履歴書の書き方、面接時の対応の方法などスキルアップに努めているところであります。しかし、面接時や実際に務め始めた際に、業務の内容が違うなど事業所とのトラブルもあり、就労につながらないケースもあることなどから、被保護者の実情を配慮し、就労相談員と被保護者との相互の信頼関係を築くとともに、求人情報につきましても、ハローワークを通じて詳細な情報把握に努めるなど、改善を図ってきたところであります。今後とも被保護者の自立に向け、なお一層の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度について、介護保険制

度の改正内容についてであります。本年6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備等に関する法律」が交付され、来年4月から順次実施される改正の中で、利用者に直接大きく影響を及ぼす内容につきましては、4点あげられます。

1点目は、地域支援事業の見直しであります。要支援者に対する介護予防給付のうち訪問介護と通所介護が市町村に移行され、現行の訪問介護、通所介護に相当するもののほか、民間事業者やボランティア等による市町村独自の多様なサービスも行うことができるものであります。実施時期につきましては経過措置が設けられており、平成29年4月には開始されることとされておりますので、本市といたしましては高齢者のニーズや地域資源の把握等も含め事業内容を検討してまいりたいと考えております。

2点目は、特別養護老人ホームの入所基準が現行要介護1から原則要介護3以上に見直されるもので、新規の入所者から適用されるものであります。なお、要介護1・2でも一定の場合には特例的に入所が認められるようになります。

3点目は、一定以上の所得者の利用者負担を2割に引き上げるものであります。具体的には合計所得が160万円以上で検討されているところであり、実施時期につきましては来年8月となっております。

4点目は、施設の食費と居住費を助成する特定入所者介護サービス費の支給要件の見直しであります。現行の利用者の所得に加え、利用者の預貯金等及び配偶者の所得と預貯金

等も勘案され、実施時期は来年8月となっております。さらに平成28年8月からは、遺族年金や障害年金などの非課税年金も勘案されることとなっております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君(登壇) 長谷川議員のご質問にお答えいたします。

初めに、いじめの状況についてであります。平成26年5月末現在で児童生徒に対して行ったアンケート調査では、小学生で約18%、中学生で約11%の児童生徒がいじめられたことがあると回答しており、昨年度との比較では小学校はほぼ同様で、中学校が増加しております。内容としては、小学校では「悪口を言われる」、「たたかれたり、けられたりする」、「物を隠されたり、いたずらされたりする」の順となっており、中学校では「悪口を言われる」、「仲間外れや無視をされる」、「たたかれたり、けられたりする」の順となっております。いじめに対する防止策等といたしまして、市内すべての小中学校において、本年3月にいじめ防止対策推進法の規定に基づく「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員の共通理解のもと、いじめの根絶に取り組んでおります。また、峰延小学校では北海道教育委員会の指定事業として、本年度から平成28年度までの3年間、「いじめ未然防止モデルプログラム」の作成に取り組むこととなっております。さらに市教委では、教育行政執行方針に掲げている心と心をつなぐ指導の一環として、小中学校の教職員等を対象としたカウンセリング研修会を昨年度から3回にわたり継続的に実施してまいりました。この研修は、子ども同士のコミュニケーション

能力を高め、助け合い、励まし合う人間関係を構築するために、教職員に専門的な研修の機会を提供し、実践力を高めることを目的として実施するものであり、これまでに延べ230名以上が参加しております。現在、本研修を通して身に付けた成果を日常の授業実践に生かそうとする取り組みも始まっております。

次に、全国学力学習状況調査結果の公表についてであります。公表については、説明責任を果たす上でも、また、家庭と成果や課題を共有し、改善につなげていく上でも必要なことだと考えております。ただ、序列化や過度な競争につながらないよう配慮が必要であり、本市では、全国・全道との比較において、これまで同様、文章表現で公表してまいります。また、ご指摘のありました、本年8月27日の新聞報道の内容につきましては、新聞社から電話取材を受け、回答した内容が正確に記事に反映されなかったものであり、記事の訂正の申し出をしたところであります。また8月29日の記事についても事実と異なる旨、指摘しましたが、訂正もなく、私としては極めて遺憾であると感じております。

次に、子どもの貧困対策に関する大綱についてであります。本年8月、閣議決定されたこの大綱では、10項目にわたる基本的な方針が定められており、そのうちの1つとして、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて総合的に対策を推進するとともに、教育費負担の軽減を図ることが示されております。その内容としては、学校教育による学力保障、学校を窓口とした福祉関連機関との連携、経済的支援を通じて学校から子どもを福祉的支援につなげ、総合的に推進するとと

もに、教育の機会均等を保障するため、教育費負担の軽減を図ることの３点があげられています。また、大綱の中では、具体的な取り組みを進めるため、生活保護世帯に属する子どもの大学等の進学率、ひとり親家庭の子どもの就園率、スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率など、子どもの貧困の対策に関する指標が設定されており、これらの指標の改善に向けて、取り組みが進められることとされています。教育委員会といたしましては、教育を受ける機会の均等を図ることは極めて重要であると考えており、子どもの将来が生まれ育った環境に左右される事なく、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもに視点を置いて、この大綱に基づいた、切れ目のない施策が実現されることを強く願うものであります。今後、有効な施策を期待しておりますし、教育委員会としても迅速な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会制度の改正による権限についてであります。一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、新教育長は、執行機関である教育委員会の構成員であり、首長から新教育長に対し、職務命令を発することはできないものであります。

次に、教科書採択の方針や教職員の人事の基準等の執行権は、教育の政治的中立性に配慮して、引き続き教育委員会の権限となっております。したがって、これらは法律の改正後におきましても、教育委員会の合議により決定されるものであります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 2番長谷川吉春議員。

●2番長谷川吉春議員 自席から何点かについて再質問させていただきたいと思います。最初に、生活保護行政についてであります。1点目は、就労自立給付金は就労収入がなく保護の廃止になった場合、受給者に給付されないのかどうかという問題であります。

2点目は、就労自立給付金の支給を受けて、保護が廃止になった世帯が短期間で、例えば、1カ月とか2カ月で保護を再受給することになった場合に、給付金を返還しなければならないのかどうか。

3点目は、保護の申請を行う場合、扶養義務者への扶養照会については、従来と比べてどのように強化されたのか、お聞きいたします。

次に、介護保険制度についてであります。1点目は、地域支援事業の見直しについてお聞きいたしますが、①として、現在サービスを利用している要支援者は何人いるかです。②として、この事業が自治体に移行した場合、自治体によってサービスに差が出るようになりますが、サービスの低下が懸念されますが、その点についてはどうなのかであります。③として、負担金はどうなるかという問題であります。

2点目は、特養の入所基準についてであります。要介護1、2の人は原則として入所できませんが、入所が認められる場合とは、認知症など介護負担が大きい方を想定していると思いますが、自宅でひとり暮らしができない人はどうなのかであります。

3点目は、利用者負担の2割の引き上げについてであります。2割の利用者負担対象者を仮に160万円以上とした場合に、その対

象者は何人になるのか。また、全体に占める割合はどれだけになるのかお聞きいたします。

次に、教育長にお尋ねいたします。1点目は、学力テストの問題ですが、8月27日付の新聞報道については、取材に当たった新聞社側の思い違いであったということなのかどうか、その点について確認したいと思います。

2点目は、先ほどのご答弁では、学校別の公表はしないと受けとめました。そうなのかどうかお聞きいたします。

3点目は、静岡県知事が国語Aの成績が全国平均以上であった262校の校長名を公表したり、県内35市町別に小学校の平均正答率を科目ごとに公表したことが新聞で報道されましたが、このことに対して市の教育委員会としてどのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、学校を拠点とする子どもの貧困の改善についてであります。子どもの貧困の問題を教育の現場で改善しようとすることはそれなりに意義のあることだと思います。日本の子どもの貧困率は16.3%で、過去最悪の状況です。また、ユネスコの発表でも、先進8か国の中では最低であることが報道されています。経済協力開発機構OECDは、9日、昨日のことですけれども、加盟国の教育施策に関する調査結果を公表しました。2011年の国内総生産に占める日本の教育への公的支出の割合は3.8%で、比較可能な32カ国の中で最下位でした。加盟国の平均は5.6%で、日本の最下位は5年連続です。国や自治体が負担する公的支出の割合が最も高いのがデンマークとノルウェーの8.7%で、以下アイスランドと

ニュージーランドの7.4%など続きます。公的支出と家計負担をあわせた全教育支出を児童生徒や学生一人当たりで換算すると、日本は1万0,646ドルで、データのある31ヶ国中13位でOECD平均は9,487ドルでした。しかし、子どもの貧困の最大の要因が各家庭の経済状態にあります。政府は非正規雇用などについては、一層それを推し進め、低賃金にあえぐ庶民に対し追い討ちをかけるように消費税を増額し、こうしたことが子どもの貧困率を悪化させていることは明白です。こうした社会的な状況を改善させるよう、国に対し働きかけるべきだと思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

次に、教育長の権限であります。自治体の首長が教育長に職務命令を出せるとか、教科書・教職員人事等の最終的な責任者は教育長であると、このように答えたのは下村博文文部科学大臣であります。私は、これはどうもおかしいというぐあいだに思いまして、発言通告を出した後、いろいろ調べた結果、衆議院文部科学委員会で下村大臣がこの発言を撤回していることが分かりました。したがって、先ほどの教育長のご答弁が正しいということになります。来年4月から、教育行政の最終責任者は市長になるわけですが、首長が定める大綱方針等も審議し、チェック機能を果たすことも教育委員会の大切な任務でありますので、あくまでも自主性を尊重した教育、自主性を尊重した行政を希望するものであります。この部分についてはご答弁いただかなくても結構です。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員のご質問にお

答えいたします。

初めに、就労自立給付金の給付要件についてですが、給付要件は就労したことで、保護を必要としなくなった方を支給要件としているため、就労収入がない方は給付金の支給はなされないものとなっております。

次に、就労自立給付金の支給につきましては、少なくとも6カ月以上保護を必要としない状態が期待できる方が対象となっておりますが、支給後、保護が再開された場合、給付金の返還は生じませんが、原則3年間は支給対象とならないこととなっております。

次に、扶養義務者への照会につきましては、従来と同様に扶養義務の履行は保護の要件となっておりますが、扶養義務を履行できる収入・資産がありながら、履行していない扶養義務者に対して、扶養できない理由について報告を求めることができることを、新たに法令で明記したものであり、申請や受給要件を抑制するものではないところであります。

次に、介護保険制度法改正についてですが、地域支援事業の見直しに関して対象となる人数は平成26年5月末現在、要支援者が599人で、訪問介護を利用している人は121人、通所介護を利用している人は125人で、この中には重複してサービスを利用している方も含まれております。

次に、市町村に移行することによるサービス低下についてですが、サービス内容が現行の訪問介護、通所介護に相当するもののほか、民間事業者やボランティア等による市町村独自のサービスを行うこととされていることから、改正後は各市町村の高齢者の実情やニーズに合わせたサービス内容が充実さ

れるものと考えております。また、対象者も要支援の認定を受けた方のほか、簡易な調査でサービスを受けることも出来るようにあることから、今までよりも多くの方が対象となるところであります。利用者負担金につきましては、基本的に市町村が決めるものですが、現行サービスに相当するものは現在の負担金より高くできないこととなっております。いずれにいたしましても、サービスが低下することがないように今後内容等を十分検討してまいりたいと考えております。

次に、特養の入所についてですが、要介護1・2の特例的に入所が認められる基準につきましては、現在、国が作成をしている指針に従って進めていくこととなっております。

次に、利用者負担の2割引き上げについてですが、2割の利用者負担を現在検討されている合計所得が160万円以上とした場合、6月末での対象者は85人で、要介護・要支援認定者に占める割合は19%となっております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、全国学力学習状況調査における学校別結果の公表についてですが、8月27日の新聞報道については新聞社の思い違いかということについては、ご指摘のとおりかと考えております。教育委員会といたしましては今後このようなことがないように、市町村名を公表する場合は、電話取材ではなく、ファックスなど、双方が確認できるやり方で行うべき旨、新聞社にお伝えしております。

次に、学校別公表についてであります、教育委員会では、学校別の公表は考えておりません。

次に、静岡県に関する報道記事については、コメントする立場にはないと考えておりますが、行政に携わるものとして、法令や実施要領には厳に遵守すべきものと考えております。

次に、国に対する要望についてであります、この大綱に基づいた各分野の取り組みについては、具体的には平成 27 年度から行われることとなり、現在、各省庁の概算要求が上げられている段階でありますので、今後、施策の内容を見きわめた上で、教育分野で国に対して要望すべきものについては、全国都市教育長協議会などを通じ、要望を上げてまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 2 番長谷川吉春議員。

●2 番長谷川吉春議員 生活保護の問題ですけども、生活保護の申請の時の問題ですけども、扶養義務者に対して扶養の報告、いわゆる扶養義務者からの報告が義務づけられているのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。また、その扶養義務者からの回答がない場合、報告しない場合はどのようなのかということです。

それから 2 点目は、保護者が親族に知られない、知られたくない場合、いろいろあるわけですね。そういう場合でも、扶養義務者に対して、扶養の要請をするのかどうなのかという点についてお聞きいたします。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

扶養義務者の扶養の報告義務についてであ

りますが、扶養義務者の扶養要請に係る報告義務はなく、また罰則規定もありませんが、生活保護法では生活に困窮する方は利用できる資産や能力、その他あらゆるものを最低限の生活を維持するために活用することが要件となっております。このことから、十分に扶養援助が期待できる扶養義務者につきましては、生活保護法の趣旨を理解していただき、扶養援助の履行を求めていくこととしております。また、扶養要請の実施につきましては、保護者の家庭事情や関係性について十分考慮し、保護者の自立に重大な支障があると判断した場合は、実施を見合わせているところでございます。以上でございます。

●議長内馬場克康君 次に移ります。

6 番森川明議員。

●6 番森川明議員(登壇) ご苦労さまです。実は、風邪をひいてしまいまして、声が枯れてしまいました。聞きづらい点は、ひとつご容赦をよろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは平成 26 年第 3 回定例会に当たりまして、大綱 4 点について、市長及び教育長にお伺いをいたします。大綱 1 点目は T P P についてです。その 1 つは、T P P に対する市長の考え方についてです。T P P につきましては 9 月に山場を迎えるといいつつも、情報開示がなく、どう前進したのか守秘義務を盾に協議内容が明らかにされていませんし、日本の立場すら不明で、交渉の進み具合は分からず、判断材料が無く、中身を伏しており、このままではなし崩しの合意が、可能性があるわけです。T P P は農業に限らず、医療、環境など多くの分野とかかわってる、強引な

アメリカに追従するのをやめ、5農産物、アメリカとの対立が続く中で、聖域が守られなければ脱退をするのが筋で、生活全体に影響を及ぼす協定の内容が批准まで隠されてるのは全くの異常な現状です。市長のTPPに対するこの動きに対して、考え方をお伺いいたします。

大綱2点目は、集団的自衛権についてです。その1つは、集団的自衛権に対する市長の考え方についてです。安倍首相は7月1日、憲法9条の下で禁じてきました集団的自衛権の行使を認めるため、憲法解釈を変更する閣議決定を行いました。この集団的自衛権に関する点につきましては、前回、第2回定例会で同僚議員の質問の経緯がありますが、かじ取りが変わってきましたので、再度、市長に考え方を伺います。安倍首相の集団的自衛権を容認することは、立憲主義を否定することにつながり、他国が引き起こす紛争の中に武力行使にも広がる危険性があります。その場合1番先には自衛隊となります。おそらく第一線で戦うことでしょう。犠牲者も予想されます。美唄市には陸上自衛隊第2地対艦ミサイル連隊があり、家族ともども暮らしておりますので、存在が大きいのがあるわけです。過日、行われました光珠内調整池での市防火訓練を観覧し、人身救助、炊き出し訓練をやっていました。小泉時のサマーワと違いまして、この度の閣議決定、要請があればミサイル連隊からして美唄はトップクラスですので、戦争へ加担することでしょう。危険が伴うことにつれまして、自衛隊の志願者が激減をし、国民はやがて徴兵に結びつくこともこういう危惧があります。8月の2日、3日実施され

ました全国世論調査では、若年層の反対が69%と大幅に増えています。この結果は、行使容認の不安感が実態として浮き上がっております。全体でも反対が60%、説明不足が実に84%にも達しているのです。実は本日、北海道新聞1面のトップに日米防衛指針、いわゆるガイドラインを改定し、地理的制約は撤廃する。中東での活動支援を日米はすると、いわゆる軍事一本化、専守防衛が変質加速をされるという大変深刻な報道もありました。トップ記事です。市長も前回の回答で丁寧な説明をするべきであると、その点が不足をしている中、申しておりましたけれども、情勢も変わりました。閣議決定後の市長の考え方を伺います。

大綱3点目は、農業行政についてです。その1つは、農政改革についてです。政府の策定した新たな成長戦略でのこの農政改革。米の直接支払交付金の半減、2017年までの打ち切り、生産調整、減反の見直し・廃止、飼料用米の活用、さらには農業委員会委員の首長の裁量として現行数を半減する。また、農地は中間管理機構を通じ農外企業へ。それにより、採算の上まらない新たな耕作放棄地を生み出す可能性もありますし、まさに深刻な状況下にあるわけです。この農業政策の関係につきましてですけれども、農業の成長産業化を目標に掲げているこの改革には大きなポイントが5つあります。1つは、JA全中や、JA北海道中央会など農協法で農協の指導権等を定められている中央会制度は自律的に新たな制度に移行する。2つ目は、JA、全農やホクレンなどの経済連は農協出資の株式会社に転換することを可能とする。3つ目は、

農協は株式会社や生協への転換ができるようにする。4つ目は、農協の売買などを許可する。農業委員会の委員の枠を廃止する。市町村長の選任委員に一元化する。5つ目は、農地を背負いすぎる農業生産法人の一般企業は出資制限を25%以下から50%未満に緩和をする。この5点なんです。このような政策を現状の農業は守られるのでしょうか。かなりの論議が不足をしてるというふうに思っております。共同販売など、仕組みが崩れ、農村の崩壊につながる農業を競争産業とするねらいがあり、日本の食料供給をどうすべきか、この視点が見えてこないんです。勿論、この改革に対する学者等では賛否両論も多くあることも事実です。農業委員会にしても選挙で集落から推薦された信頼出来る農家が立候補してる訳で、市長の裁量での選出となれば、イエスマンばかりになり、土地の権利にかかわる重要な判断を任せられなくなります。農業委員会に強いて言えば、このような大幅な権限削減、見直しの狙いは農業委員会から農地管理の権限を奪い、企業や企業が出資する農業生産法人に農地を集約することであり、企業の農業参入には慎重に慎重を期さなければなりません。2012年10月現在で、2,396人の農業委員、選挙制度を廃止し、農協・共済組合・土地改良区、そして議会の推選で選ぶこの現行制度をやめ、約半分にするということです。企業が農業に参入し儲からなければ撤退する。このことは、農村崩壊につながるわけです。利益を求め、企業に機械化を進めて人件費を減らす農家は過疎化が進みますし、農業が赤字になるとやめる、農村崩壊、地域崩壊となる。このことが予測をされます。美

唄農業もこの農政改革によってどのように変貌されるのか。市長の意見を伺いたいと思います。

2つ目は、農協改革についてです。これも、成長戦略の柱に政府は捉えています。農業改革5つのポイントの3つ目までは農協です。北海道農業の位置付けは農水省農業関連データ調べてみましたら、2012年度の統計の比較によりますと、農業産出額は、北海道は1兆0,536億、都府県で7兆5,571億、1戸当たりの所得が北海道は593万4,000円、都府県は121万4,000円、販売農家数、北海道4万4,050戸、府県は158万7,156戸、1戸あたりの販売農家の耕作総面積が北海道は21.4ヘクタール、府県は1.4ヘクタールです。一目瞭然たるもので、その中枢を北海道農業が担ってるわけです。このことが鋼の改革が求められてる立場にあるということです。農協法では農協は農業者のために奉仕をするとあります。農業者を育てる、その視点から北海道農業は今のデータから見ますと、日本農業のベストに到達をしております。道内の農協は109あります。全国の最多で一番多いと、約15%を示しとります。農村地帯では農協と共同で生産・流通ルートを構築し、地域の金融機関の窓口、ガソリンスタンドなど提携し、地域のライフラインとなっております。この農協の解体、破綻は地域社会に深刻な打撃を受けるわけです。農協中央会の中止・廃止等につきましては、以前も議論をされてきた経過がありますけれども、根本的な見直しと廃止による転換がされております。このように農協改革は農業者を育てる視点に、先ほど申したように欠けており、農産物の安定供給の

基盤が壊れることが予想されるわけです。市内には3つの農協との係わりがありますけれども、市長の意見をお伺いをいたしたいと思っています。

大綱4点目は、教育問題についてです。その1つは、不登校、いじめについてです。先ほど、質問1点ありましたけれども、2013年度の病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した、いわゆる不登校の小中学生が全国で11万9,617人、前年度比から6.1%も増えている。6年ぶりに増加してるという事が文科省の学校基本調査でわかりました。道内も7.5%増の7,052人で、4年ぶりに増加をしております。小学生は前年度比13.8%増の2万4,175人、全児童に占める割合が0.4%、道内は15.5%増の772人、中学生が、これは中高一貫教育等の学校教育を受けてる全期過程を除くといったしましても、4.3%増の9万5,181人で、全生徒数に占める割合は2.7%、道内は同じく5.8%増の3,280人となっております。どこに原因があるのか。これは文科省でもはっきりわからないとすると。そこで、追跡調査を行った結果ですけども、34%が生活のリズムに乱れがあると。昨日も質問をされておりますけれども、スマートフォンやゲームの時間が増えまして、起床時間が遅れるというもので、その対応も今求められているという答えが出とります。5月12日に全道市の教育長、これは35市ですけども。会議、総会が美唄市で行われたようです。いじめの問題では北海道いじめ防止条例が4月から施行されており、滝川市は2005年に小学校6年生の女子がいじめにより自殺したということがあり、そういう大きな事件もありまして、

いじめ防止条例を設定、施行されています。渡島管内の知内町では2013年4月に施行された。ただ、道内はこの2つの事例となっております。この会議の中身等詳しく分かりませんが、報道等では全道では未然防止プログラムの策定を取り進めるとの、北海道では集約を見たようです。次の点について伺います。1つは美唄市の2010年度の不登校・いじめの実態。原因がどこにあるのか。

2つ目、未然防止策について、小中一貫校についてです。文科省は小中一環校制度設定に対し、来年の通常国会で関連法案を提出する考えのようです。再選された下村大臣も一番先に会見ではこの小中一貫教育の推進を述べていました。現在の6・3・3制は戦後直後から実施をされ、定着をしてるわけです。中学校進学と同時に不登校になる中1ギャップを減らしたいという狙いもあるということです。学校は地域の柱です。小中一貫制度が定着し、地域の小中学校が統廃合ということになれば、これは過疎化により拍車がかかるということも予測されますし、さらに教師は小中どこでも授業が出来るような制度の改正もその話題も生じてくると思われます。伺いたい点は、1つ目は、小中一貫校のメリットは何があるか。2つ目は、美唄市では実現が可能なのか、できるのか。3つ目は、中1ギャップ、この実態と、解決策についてです。

その3つ目につきましては、全国学力テスト学校別公表についてです。先ほども質問、意見も出ました。北海道新聞8月27日付けの記事には、私も驚きました。北海道内4教育委員会が学校別に公表と大きな見出しの中に美唄市が入っていたからです。いわゆる、今

回から解禁された学校別の結果が教育委員会で協議の結果で公表したと思われました。今までの教育長答弁では、学校別には公表しないとされていました。その後、美唄市は見送ったとの報道がありましたけれども、その経過についても伺いたい。1つ目は、当時の教育委員会の決定なのか、なぜ見送ったのか。2つ目は、公表のあり方、おおまかな位置付け、これはどういうことなのか。3点目は、公表は学校別に序列化に結びつくということ。それから4点目は、この全国学力テスト公表には、これは目的ではありません。毎年、質問っておりますけれども、1回の毎年の実施に何と55億も金がかかっていると。これは1年ごとでいいんでないか、きちっとしたデータ出るんですよ。民主党政権のときは1年おきにきちっとやってました。そのことからいうと毎年行う必要はないというふうに思っています。なお、この関係につきましては、同僚議員から同趣旨の質問、そして、答弁もありました。視点が違う面もありますので、あえて質問をいたしたいと思います。以上で、この場からの質問を終わります。

●議長内馬場克康君 一般質問中ですが、森川議員の質問に対する理事者答弁につきましては、午後からにいたしたいと思います。

午後1時まで休憩をいたします。

正午12時06分 休憩

午後 1時00分 開議

●議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議を開きます。

森川議員の質問に対する理事者の答弁から

入ります。

市長。

●市長高橋幹夫君(登壇) 森川議員の質問にお答えいたします。

初めにTPPについて、TPPに対する私の考え方についてであります。私は平成25年3月に安倍首相がTPP参加の表明をした時から、国民合意・道民合意がないままでの、TPP協定交渉への参加には断固反対という考えを示しており、現在もその考えには変わりはありません。私は、TPP協定は国民生活に大きな影響を及ぼすものであることから、国民に対し、交渉内容について徹底した情報開示と明確な説明を行い、国民議論を尽くすとともに、食の安全、食糧自給率の向上、国内農業の振興などを損なうことがないように、今後も万全の対応について、北海道市長会を通じ、全国市長会と連携し、国に対して要請してまいります。

次に、集団的自衛権について、集団的自衛権に対する私の考え方についてであります。歴代政権の解釈は個別的自衛権も集団的自衛権も権利は保有しているが、憲法のもとで許されている自衛権の行使は、自国を防衛するための必要最低限の範囲にとどめるべきであり、集団的自衛権はこれを超えるものであるとの趣旨により、行使をしないとの立場をとってきたものと認識をしておりますが、政府は本年7月1日に、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃で、国民の生命が根底から覆される明白な危険がある場合、必要最小限の実力を行使することは憲法上許容される旨、閣議決定をいたしました。日本を取りまく安全保障は厳しさを増しており、安全

保障に関わる集団的自衛権については、様々な意見があるものと認識をしておりますが、自衛隊員を含め、国民の生命や財産を守ることは大変重要な問題であり、私は、日本の安全、平和を保つためには、外交による問題解決が重要であると考えております。今後、安全保障に関連する法案を国会に提出する事が予定されておりますが、政府は国民に向かって丁寧な説明を行い、理解を十分得ることが重要であると考えており、今後とも経過を注視してまいりたいと考えております。

次に、農業行政について、農政改革についてであります。市といたしましては、昨年末に国から示された農地中間管理機構の創設など4つの農業・農村改革は、農業経営にかかわる改革内容であることから、農業者の皆さんが改革内容を理解し、適切に対応していただくために、本年2月に北海道農政事務所の担当職員を招聘した説明会を開催し、各制度について周知を図ったところであります。また、本年4月以降は農地中間管理機構と事業推進に向けた業務委託契約の締結や日本型直接支払制度に取り組む市内21の地域資源保全協力会と事業計画書の作成作業を行っているほか、経営安定対策の見直しや、水田フル活用と米政策の見直しに関する今後の対応策等について、各地域農業再生協議会と協議・検討を進めているところであります。いずれにいたしましても、米の生産調整の見直しなど4つの改革につきましては、農業者の経営に直接つながる内容であるため、今後とも農業者をはじめ関係機関・団体などとしっかりと対応してまいりたいと考えております。

次に、農業委員会の改革についてでありま

すが、農業委員会は地域農業を支える担い手の育成や農地の利用集積、農地制度の適正な執行など、本市農業の振興発展を図る上で大きな役割を担っていると認識しております。国は、本年6月、選挙制度や選任制度を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化するほか、農業委員は現行の半分程度とし、女性・青年委員も積極的に登用するなどを盛り込んだ規制改革実施計画を決定いたしました。本市では、地域の農業や農地の実情に精通した農業委員に農用地流動化推進委員を委嘱し、農地の出し手、受け手農家の調整等にご尽力いただいておりますが、国の農業委員会改革が進められることで、今後、農地の利用調整等に影響が及ぶことを危惧しているところであります。このため、国が農業委員会の改革の中で設置を検討している農地利用最適化推進委員は、本市の農用地流動化推進委員と同様の活動を担うことが想定されることから、今度提案される法案内容等を注視しながら、農地の利用調整が円滑に推進されるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、農協改革についてであります。農業者の方々の自主的な協同組織である農業協同組合は、農産物の安定的な生産やブランド化により、農業者の所得の向上を図るとともに、担い手の育成、確保など地域農業の振興に大きな役割を果たしております。また、食品店舗やガソリンスタンドなどは、地域住民の暮らしを支える大切な機能も担っていると認識しております。このため、農協改革の検討に当たっては、本州府県とは異なる北海道及び美唄市農業の特性を踏まえた地域や農

業・農村の振興に寄与している農業協同組合の機能が、これまで以上に効率的かつ効果的となるよう、道などとともに国へ働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君(登壇) 森川議員の質問にお答えいたします。

不登校、いじめについてであります。初めに、不登校につきましては、学校基本調査による平成 25 年度の状況で、小学校が 7 名、中学校が 14 名となっており、同じ調査における平成 24 年度の状況と比較しますと、小学校では 4 名増加し、中学校では 2 名減少しております。また、いじめにつきましては、平成 26 年 5 月末現在で、児童生徒に対して行ったアンケート調査では、小学生で約 18%、中学生で約 11%の児童生徒が、いじめられたことがあると回答しており、昨年度との比較では、小学校はほぼ同様に、中学校は増加しております。内容としては、「小学校では悪口を言われる」「たたかれたり、けられたりする」「物をかくされたり、いたずらされたりする」の順となっており、中学校では「悪口を言われる」「仲間外れや無視をされる」「たたかれたり、けられたりする」の順となっております。

次に、不登校やいじめの原因についてであります。どちらの場合とも共通するところがあり、学校・家庭での人間関係や学業不振、集団不適応や無気力、あるいは、これらを複合した要因など児童や生徒それぞれに異なる原因があるものと考えております。

次に、未然防止策についてであります。不登校につきましては、市内の学校に在籍す

るすべての児童生徒が毎日登校し、楽しく学校生活を送ることができるよう、学校や関係機関との連携を図りながら、状況に応じたきめ細かな相談や家庭訪問等を重ねるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、適応指導教室等の活用により、取り組みを進めております。いじめにつきましては、市内すべての小中学校において、本年 3 月に「いじめ防止対策推進法」の規定に基づく「学校いじめ防止基本方針」を策定し、全教職員の共通理解のもと、いじめの根絶に取り組んでおります。

また、峰延小学校では、北海道教育委員会の指定事業として、本年度から平成 28 年度までの 3 年間、「いじめ未然防止モデルプログラム」の作成に取り組むこととなっております。さらに、市教委では教育行政執行方針に掲げている、心と心をつなぐ指導の一環として、小中学校の教職員等を対象としたカウンセリング研修を、昨年度から 3 回にわたり継続的に実施してまいりました。この研修は、子ども同士のコミュニケーション能力を高め、助け合い、励まし合う人間関係を構築するために、教職員に専門的な研修の機会を提供し、実践力を高めることを目的として実施するものであり、これまでに延べ 230 名以上が参加しております。現在、本研修を通して身に付けた成果を日常の授業実践に生かそうとする取り組みも始まっております。

次に、小中一貫校のメリットについてであります。すでに、小中一貫教育に取り組んでいる地方公共団体や私立学校での実績から言われているメリットとしては、中学進学時、教育環境と内容の急変に子どもが対応できず、

不登校やいじめの原因になりやすいという中
1 ギャップの解消に有効である。学力面では、
教員が小中段階にまたがって授業を工夫する
ことで、円滑に学習指導しやすい、特に英語
での期待が高い。また、幅広い異年齢集団は、
社会性を豊かにし、責任感や思いやりを育む
などが上げられています。

次に、本市での検討についてであります、
現在、この件については、中央教育審議会で
審議が行われており、教育委員会といたしま
しては、今後、制度化された際に内容を十分
把握した上で、本市における有効性やその可
能性を検討する段階へと入っていくことにな
ると考えておりますので、その間、情報収集
に努めてまいります。

次に、中1 ギャップの実態についてであり
ますが、現在、市内中学校において中1 ギャ
ップによる不登校生徒はおりません。しかし、
進学時に新しい環境での学習や生活に移行す
る段階で不安や悩みを抱えるというケースは
考えられますので、中学校においては、今後
とも、小学校からの情報に基づく中学校への
円滑な接続とともに、生徒一人一人に寄り添
った指導に努めてまいります。

次に、全国学力学習状況調査結果の公表に
ついてであります、公表については、説明
責任を果たす上でも、また、家庭と成果や課
題を共有し改善につなげていく上でも必要な
ことだと考えております。ただ、序列化や過
度な競争につながらないよう配慮も必要であ
り、本市では、全国・全道との比較において、
これまで同様、文章表現で公表してまいりま
す。また、ご指摘のありました本年8月27日
の新聞報道の内容につきましては、新聞社か

ら電話資料を受け、回答した内容が正確に記
事に反映されなかったものであり、記事の訂
正の申し入れをしたところであります。また、
8月29日の記事についても、事実と異なる旨、
指摘しましたが、訂正もなく、私としては極
めて遺憾であると感じております。

次に、大まかな位置づけにつきましては、
新聞報道における表現ですが、空知管内の各
市町の公表の仕方について、数値ではなく、
「ほぼ同様」や「やや高い」など、文章で表
現することを指しているものであります。

次に、公表は学校の序列化に結びつかない
かということについてですが、教育委員会と
いたしましては、学校別の公表は考えており
ません。

次に、全国学力・学習状況調査は1年おき
で十分ではないかということについてですが、
教育委員会といたしましてはすべての児童生
徒に確かな学力の定着を目指す上で、継続し
て学力傾向を把握し、課題の改善に努める必
要があることから、毎年度、調査が必要であ
ると考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番森川明議員。

●6番森川明議員 それでは自席から意見を
含めまして、再質問をいたしたいと思いを
します。

1点目、TPPについてですけれども、市長
の答弁にありました、国民合意、道民合意が
ないままでのTPP協定交渉の参加は断固反
対ということ、大変心強く思っております。
懸念しておりますことは、今回の組閣におけ
る西川農水大臣の言動です。農業共済新聞8
月の27日付では、TPP交渉は日本には不利
ではない、地方には痛みもないということを
公言し、7月にアメリカ議会では中間選挙が、

そのためにアメリカ内では強行的な手段が設けられているということを言っておりますし、また、一番なってほしくないような人が農水大臣になったと。T P Pの必要性は、当初から認めてる人。米をはじめ重要5農産物が国民不在の早期可決になるのを危惧してるわけです。情報関係と明確な説明、市長が言っておりますように、北海道市長会等も通じまして、連携を密にし、国に対して対応を期していただきたい、このように思います。

2点目の、集団的自衛権についてです。ちょっと長くなりますけれども、恐縮ですけれども意見を述べさせていただきます。安倍首相は、徴兵制は憲法違反なので、心配はなしと言っていますけれども、またも、解釈変更によりまして、徴兵制となる恐れが強くなってきました。集団自衛権イコール戦争加担イコール徴兵制です。ここに岩波新書の半田滋さんの「日本は戦争をするのかー集団的自衛権と自衛隊」という事で、1冊の本を読ませていただきましたけれども、政府見解が変われば、自衛隊が変わる。自衛隊が生かすのも殺すのも、政府の次第であるということを強調しておられます。74歳の私といたしましては、5歳で終戦、戦争の痛みはよくわかっております。朝のテレビドラマ「花子とアン」も、今まさに戦争に突入してると、こういう状況下にあります。戦後69年、特攻作戦などに見られるように、兵士の命が一発の銃弾のごとく扱われたあの戦争。安倍首相は閉塞する経済から脱却を唱えて、国民の命を守るためと言っていますけれども、集団的自衛権行使容認の正当性を訴えた。また、非常にまゆつばものだと思っております。69年も経ちま

すと、同世代に生まれた人は少人数派となりまして、戦争体験者の子どもも高齢化し、孫の世代が社会中心となってきました。戦争で亡くなった人々の顔が見えなくなってきた、戦争そのものの体験により、歴史が変貌する分岐を迎えようとしているわけです。戦争すれば、過去の歴史からみた国で、傷つき殺しあう、そして、相手国からは憎しみが残る。その復元は気の遠くなるほど時間がかかり、そのことを忘れてはなりません。戦争の痛みは悲惨さを、苦悩の果てに亡くなった老若男女の無念さを宙に浮かしてはなりません。原爆の落とされた長崎、広島に勤務した経験があるだけに、一層の感を強くしております。今年の戦没者追悼式には、安倍首相は加害者としての不戦の誓い、そして反省には触れておりません。平和宣言にしても、長崎市長は集団的自衛権の議論に触れていますが、広島市長はどうしたことか触れずに不信感を持たれております。さる9月6日でした。峰延中学校の第35回学校祭が開催をされました。私もちょっと顔を出してみました。5人の生徒による主張大会、これはもうすばらしいものでした。クラブ活動、そしてクラブ活動と勉強の両立、生きるためにはなぜかというような立派な主張の後に、一番最後に「未来」という事で演説があり、白石さんの主張は集団的自衛権に対する考え、戦争との結びつき、堂々たる内容で、戦争とは正面から適切に自分の意見を今後とも伝えたいということで結んでおりました。教育長も出席しておりましたので、おそらく心に残ったんじゃないかなと思っております。先程戦後69年体験者も高齢化し、孫の世代になったと申しまし

たけれども、実は、若い元気で、また、鋭いこの感覚で今の集団的自衛権と戦争との関連を、この主張には大変勇気づけられたわけでございます。7月の滋賀県知事選、与党敗北しました。集団的自衛権の影響があったのは、これはもう事実です。10月に福島、11月には沖縄の知事選があります。注目をしていますか。何よりもこの件について、市長の回答では今後の関係法案等に対し、国民の理解を得るために丁寧な説明を行う必要性和、今後とも、経過を注視してまいりたいということでした。再質問といたしましては、道内でも自衛隊が駐在する市が多くあります。本市もそうです。全道の市長会あるいは青年市長会等を通じて、この集団的自衛権に対する、どのような議論をされているのかを、その点をちょっと質問いたしたいと思います。

3点目は、農業行政についてです。農業改革について、この件については積極的に今後の対策と対応等を協議会で検討を進めていく答弁でした。農業委員会の改革も農地の利用調整に影響を及ぼさないように、今後出される改革内容等を注視をしながら、対応を強めていきたい、このように思っております。また、2点目の農協改革についても今、農協の実態等、大変な岐路に立たされております。この点についてもいろいろ調べてみましたら、農協の正組合員が全国で460万人、それに対して、2009年に逆転をし、準組合員が520万人、農業以外の従事者の比率が上がってきてる。農協は、農業振興を目的に設立された当初とは、ちょっとかけ離れた現状になっているのが浮き彫りとなっております。この、JAグループに対し、農協改革は絶対に必要

だという意見も多くあることも事実なんです。農水省の調査では、農家が農協に期待するとして、生産者価格の引き下げ、販売力の強化をあげている点に注目をしました。販売手数料が高い飼料や農機具がホームセンターより高くなってる、こういう等々の不満が解消し、地域住民のための農協の本質論に踏み込み、生産者、地域住民の生活を守る農協への方向付けをしていかなければならないと思っております。当然ながら生産者は、農協を守らなければなりません。安倍首相は攻めの農協改革、攻めの農政改革、と言っていますけれども、農民を攻めて攻めて攻め落としてしまう、農業そのものを崩壊に結びつく、この要素があるというふうに感じているわけであります。

4点目ですけれども、教育問題で教育長にお答えをいただきました。不登校、いじめについてです。その原因、防止等の答弁をいただきました。その中で峰延小学校、実はこれ私の母校でもあります。北海道教育委員会の指定事業として平成28年までの3年間、いじめ未然防止モデルプログラムの作成に取り組みたいという答弁でした。成果を大いに期待をいたしております。実はこのいじめ、非行を考える点につきまして、教育研究全国集会、2014年四国の高松市で開催をされました。その文献等を見てみますと、その中で進行役の中京大学の照本祥敬教授は、すべての子を学校の規範や秩序にはめ込んで規格化してしまう。そこにはまらない子どもを排除すると。今その構図が強化をされていると言っております。子どもが追い込まれている裏で、教師も実は評価され、追い込まれているというその根本は、競争と管理規範意識の押しつける

今の安倍首相の教育改革これを批判し、生徒の自主的な参加なくして、いじめ防止はありえないとしております。OECD、先ほども質問ありましたけども、この経済協力開発機構、これ、私は違った視点から申しますと、6月に中学校を対象に、教員の勤務の環境や指導状況の調査結果が公表されましたけれど、1週間の仕事時間が日本は53.9時間、参加した34カ国では最も長い、働き過ぎです。授業時間は平均と同時間ですけども、部活動指導や事務作業が世界の各国からして非常に多いという実態、ここに費やしている時間が、大きく上回ってる点も指摘もありました。日本のほかに、次にはカナダ、シンガポール、イギリス、イングランドだけだそうですけど。マレーシアの順です。34位にチリ、29.2時間となっておりました。非常に差がある実態です。この結果を何とかしなければならぬ。教職員の時間外勤務を月100時間前後というところですよ。子どもとじっくり向き合い、ゆとりある教育ができるだろうかと、問題提起がされておりました。子どもにとって大事なことは自分が大切にされている経験、学校がそういう体験、経験を保証してる場であると。それをなり得てるかどうか、そこが問われているということです。教員の教師の過労を解消し、いじめ、そして、非行防止、子どもと向き合う、そういう時間が今求められているわけです。いじめ、不登校については増加をしているという答弁でした。全国的には4年ぶりの増加ということです。不登校については、心情を配慮をした指導と、一層のきめ細かな対応が必要なんですよと言えます。また、文科省も不登校の原因とも思われる内容を、

学校が対応した例をまとめた問題行動調査、この公表を9月と言ってますから、今、もう既に9月も10日過ぎました。ですから、今月に予定をされているわけです。少しでも減らすために、今後、大いに期待をしております。

教育問題の3点目の、小中一貫校になりますけれども、美唄市では情報収集に努め、検討段階にあるとしておりますけれども、それを見守りたいと思ってます。今年の通常国会では間違いなく案が提出をされるということで、下村文科相は再選された大臣のインタビューの中でも意欲的に、この小中一貫校のことを語っておりましたので、一気に進む、こういう可能性があります。小中学校一貫校としても、一定の生徒・児童数が確保されなければなりませんし、それによって地域の学校の統廃合が進むとなれば、これまた大きな問題点もあります。市内の大きな学校に限られるということになるかもしれませんけれども。慎重な対応が求められていると。そういう点で言えましょう。

教育問題のその3点目に学力テストの学校別公表についてです。これは何度も質問してる経過もありますけれども、学力テストそのものの序列化が結びつくということで、これを反対ということです。今回も、全国では考えもつかないような変な知事が現れました。先程も同僚議員も声を大にして質問しておりましたが。静岡県の、この人、凝り性もなく、昨年も批判の中で同じことを言っているんです。学力テストの正答率は校長名を公表し、そして平均以上を取った小学校校長86人の名前を公表して、大きな波紋を投げかけているわけなんです。今回も同じ方法をとるそ

うです。一体その発表された校長というのは、今後の人事異動にプラスになるのですか、どうなんですか。有利になると見てますか。校長の人事権というのは、知事にはないんですよ。これに対して文科省は、知事の公表する権限は明確なルール違反と強く反発していました。これ当然です。下村文科相も見識を疑う、違法、悪法行為による県教育委員会、意にしていないので、これはもう非常に独創的なこの知事は問題だと述べております。本田知事の暴走、暴挙を全国で許していったらどうということになりますか、教育というのは。正答率向上の手段として、私はもう何回も言ってきました。該当した学年にもし児童生徒、例えば、優秀な生徒が風邪を引いたら車でその家まで、何とかテストを受けてくれませんかと迎えに行ったとか、逆に成績の芳しくない児童生徒は、風邪かい、休んでいいですよと、積極的にアドバイスしたとか。これを我々体験し、多くはデータとしてあるんですよ。それがですね、これ本当なんですよ。大きくそれが、その学校の正答率に比例しますか。当然なりますから、少しでも上げるためには、優秀な生徒は絶対テストを受けてくれと、そういうことになるでしょうね。うなずける一面もあります。クラス会等でよく小学校・中学校当時、成績もよくなく、何だと思った人が社会に出て行動力と実践力で、あるいは勿論本人の努力もあるでしょうけれども、常にトップの座に君臨してる人もいます。これ多いですよ。ですから、私が言うのは、学校の成績だけではありませんと。教育長、もう学力テストの結果それも教科が少ないんですよ、それで一喜一憂するそういう現実

はもうおしまいにはしませんか。昨日のですね、北海道新聞に大変おもしろいのが出ておりました。教育長読んだと思います。見たと思います。合併正答率、静岡県で校長名公表、校長先生がいじめられている。小学生。これは痛烈な批判なんですよ。私本当に、この学力テストのあり方というのを根本的に変えていかなければ、毎年同じことの繰り返しが出てくるということを本当に恐れております。そこで、1点だけ教育長に、ちょっとお伺いしたいのは、学力テスト、美唄は後日実施もありますけれども、正答率から除くこと納得しませんが、予定されている確かな学力育成プラン。これは、あの正答率重視となっておりますけれども、今学習状況調整等、いわゆるアンケート調査、その結果分析に重きを置くべきであるというふうに思っていますけれども、その育成プランについては、どのように進められるのか。ちょっとそのスケジュールをお伺いしたい、このように思います。

●議長内馬場克康君 市長。

●市長高橋幹夫君 森川議員の質問にお答えいたします。

集团的自衛権についてであります、全道市長会や全国青年市長会においては、今のところ議論はなされていないところでございますが、引き続き、国会での議論をはじめ、国の動向を注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 森川議員の質問にお答えします。

確かな学力育成プランの作成スケジュールについてであります、本プランにつきまし

ては、児童生徒の学力や学習環境を分析し、学校や家庭における現状と課題について考察することにより、今後の改善・充実に資することを目的として、校長・教頭・教諭各2名ずつで構成する、学力向上プロジェクトチームにおいて取りまとめを行ってまいります。調査の対象は、全国学力学習状況調査と、市で実施している標準学力検査であり、標準学力検査につきましては、小学校2年生と5年生、中学校2年生において実施しております。今年度の作成スケジュールであります。現在、分析に取り組んでいる段階であり、9月中には全体の傾向を明らかにし、その後、成果と課題について詳細に取りまとめ、本年12月には成果物を各学校に配付する予定であります。その内容を来年1月以降、教育委員会のホームページに掲載する予定としております。また、概要版を作成し、来年度の4月に、小中学校の教職員及び保護者に対して配布するとともに、教育委員会のホームページにも掲載してまいります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 6番森川明議員。

●6番森川明議員 集団的自衛権につきましては、市長からお答えがありました。全道の市長会だとか、あるいは、全国の青年市長会においては今のところ議論がされていないことの答弁でした。国会も今後、法案等の審議が進むというふうに思われます。特に自衛隊、美唄は駐在している市等からですね、多くの今後の意見も出されてくると予測がされるわけであります。国の動向を注視しながら、市長の立場から、ひとつ意見を反映をしていただきたい、このように思っております。それから、実は、全国の世論調査の結果、冒

頭ちょっと触れましたけども、反対が60%、説明不足が84%に達してるという、行使容認したというこの不安感が、今強まっているというのが、非常に毎日新聞に取り上げられない日はないと言うくらい、盛り上がりを見せているわけなんです。ですから、冒頭申したように、本日の北海道新聞一面トップの記事のごとく、ますます危険が迫ってくるんじゃないかというふうに思います。関連して、私の尊敬する米田良克さんが北海道新聞読者の声に投稿していました。内容は、安倍首相の集団的自衛権についての答弁は過去の政府から考えられない内容だ。何が何でも政府見解で認めようという姿勢で法制局長官をあらかじめ首相の意に沿った人物を交代をさせ、衆参両院で過半数を握り、何でも決定できるの思い上がりから出たものと考えられるということです。私も全くの同感です。

次に、教育長、実は確かな学力育成プラン、いろいろスケジュール的な面の答弁をいただきました。今後は、プロジェクトチームにゆだねることになろうと思いますけれども、学力テストのどうしても生徒重視の方にいつてしまうと。そういうプランよりもアンケート内容重視により、すぐ実践できるよう、地域、家庭、生活習慣、慣習、また、学校に対する意見等の重きを置いた育成プランになってほしい。このことを要望しておきたいと思えます。教育長、よろしくこの点お願いします。

●議長内馬場克康君 教育長。

●教育長早瀬公平君 確かな学力育成プランについてであります。児童生徒に確かな学力を育成するためには、基礎的・基本的な知識や技能に加えて、学ぶ意欲や思考力・判断

力・表現力などを含めた幅広い学力を育てることが必要であります。そのためには、規則正しい生活習慣の定着を図るとともに、学校と家庭・地域が課題を共有し、改善・充実に向けて、一体となって取り組むことが大切です。教育委員会といたしましては、本プランが決して正答率を重視したものではなく、それぞれの立場で効果的に活用され、児童生徒の成長をともに支え合うものとなるよう取り組んでまいります。以上でございます。

●議長内馬場克康君 以上で一般質問を終わります。

これをもって本当の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 1時46分 散会

